

救護隊員が医療行為

防衛省 最前線処置拡充へ議論



防衛省が、有事の際に最前線で負傷した自衛隊員の治療の拡充策について、有識者会議を設置して検討を進めている。応急処置で救命の可能性が高まるとして、医師免許はないが、専門的な救護に関する講習を受けた隊員も現場で気管切開など医療行為をできるようにする方向で、法改正を視野に入れ議論している。

識者「安保法対応明らか」

離島等訓練の一環で、負傷者役を担う架に乗せる
陸上自衛隊の隊員＝米カリフォルニア州のキャン
プ・ペニンスルア（撮影：筆者）

任務を拡大し、隊員のリスクが高まるとの懸念もある安保法連携法が3月29日に施行された。同省は「安保法とは無関係」とするが、識者がからは「安保法によって戦傷のリスクが現実味を帯び、急ぎよ対応を迫られているのは明らかだとの指摘も出ている。

有識者会議が設置されたのは、自民、公明両党間で安保法の法整備作業が大詰めを迎えていた昨年4月。会議のメンバーは医師、救急救命士団体の代表、自衛官OBらで、これまで4回の会合が開かれた。

拡充策の案は、救急救命士と准看護師の両方の資格を持つ隊員に講習を受けさせ、「第一線救護衛生員」（仮称）に指定。大量出血や、顔面の外

傷・熱傷による気道閉塞、胸外傷による緊張性氣胸といった致死性の高い状態に対応するため①出血時の骨髄への輸液投与②気道確保のための気管切開③胸にたまつた空気や水を抜く胸腔穿刺など医師にしか許されない医療行為をできるようにする。

現在、両資格を持つ隊員は約800人。防衛省は自衛隊法の改正で実現を目指す考えだ。

防衛省は「国内有事を想定したもの。安保法制定とは別に、以前から省内で検討の必要性が言われていた」と説明する。

しかし軍事評論家の前田哲男さんは「駆け付け警護や他国軍への後方支援など、危険性の高い任務を見据えた動き

だ」。政府が隊員のリスクは高くならないと言つて、リスクを意識した議論が進んでいる。「こういう現実に直面する」とがもつと広く知られるべきだ」と話した。

最前線での戦傷医療拡充 防衛省の構想

第一線救護衛生員（仮称）
救急救命士と准看護師両方の資格を持つ自衛隊員の中から指定
①出血時の骨髄への輸液投与
②気道確保のための気管切開
③胸にたまつた空気や水を抜く胸腔穿刺（きょうくうせんし）
医師にしかできない医療行為

法改正が必要